

各委員からの御意見及びそれに対する考え方について

資料 3 「電気事業者別排出係数の算定について」

委員からの御意見

【工藤委員】

(御意見)

① 【p 7】

非化石証書の費用負担を行っている者が基礎排出量にその価値を反映させるという今回の提案は、特に需要家に対してより対策を促すという SHK 制度の目的を考えれば合理的と考える。

② 【p11】

基礎排出係数の訴求を行う上で類似表現が複数存在することで混乱を生じる可能性があるとの課題提起に留意し、案②を推す。ただし、今回の変更に関する十分な説明を行うとともに、報告者等に混乱が認められる場合には、柔軟に名称変更を行うべきと考える。

③ 【p 15】

スケジュール（予定）に合意する。

(回答)

各御意見について承りました。

名称については、排出係数を報告する小売電気事業者等や SHK 報告を行う事業者に混乱が生じないように、丁寧な説明や周知を実施するとともに、制度の実施状況を踏まえて、必要な場合には、名称変更等も検討してまいります。

【秋元委員】

(御意見)

① 【全体】

適切な検討であり、排出係数算定の修正の方針に賛成であり、進めて頂きたい。

② 【p 11】

案②に賛成する。

（回答）

各御意見について承りました。

【大橋委員】

（御意見）

① 【p11】

案②に同意。なお、小売電気事業者が現在使用している調整後排出係数も、案②における基礎排出係数を使うこととすることで、調整後排出係数の概念を廃止し、案②における基礎排出係数と調整後排出係数との混同を避ける努力が求められるのではないかと考える。

（回答）

各御意見について承りました。現行の調整後排出係数は、非化石電源が有する環境価値以外の小売電気事業者が調達した環境価値を反映させた係数という位置づけもあると考えられるため、当該係数自体は維持しますが、基礎排出係数と調整後排出係数との混同を避けるため、丁寧な説明や周知を行ってまいります。

【島田委員】

（御意見）

① 【p5 の図（上下）】

廃棄物の原燃料利用を示す箇所に茶と白で区別している意味を注記したほうがよい。

② 【p5 の図（下）】

調整後排出係数（赤字）と非化石電源二酸化炭素削減相当量（※）の関係（違い）を丁寧に説明したほうがよい。調整後排出係数の算出の際にも、非化石電源二酸化炭素削減相当量が控除されているため。

③ 【p7 のい】

p6 の 4 点目（後者）の意見も踏まえれば、国際整合の観点を中心に進め省エネ・森林のクレジットを織り込んだ「調整後排出係数」を廃止し 2 種類の排出係数とする改正が制度として分かりやすく中小事業者の負担軽減にも繋がるのではないかと考える。その際、これらクレジットを活用

していた電気事業者への配慮から一定の猶予期間を置くことは必要と思われる。この文脈において、省エネ・森林等再エネ以外のクレジットで排出係数を低減している事業者の数やその程度をお示しいただきたい。

④ 【p7の最下部】

前回検討会（2020年4月）において、非FIT非化石証書による削減量（価値）の算定に全電源平均の排出係数を用いることに対して複数の異論があり、引き続き検討となった理解している。この点についてそれ以降にどのように検討されているのか、制度の運用実態を含めてご説明いただきたい。

⑤ 【p11】

上記の意見のとおり、2種類の排出係数に整理する方向となれば、さらに分かりやすい名称に整理できるのではないか。

（回答）

- ① SHK 検討会の資料の引用であり、今後 SHK 検討会で同様の資料を使用する際は御指摘の追記をいたします。
- ② SHK 検討会の資料の引用であり、今後 SHK 検討会で同様の資料を使用する際は御指摘の追記をいたします。
- ③ ⑤ 現行の調整後排出係数は、非化石電源が有する環境価値以外の小売電気事業者が調達した環境価値を反映させた係数との位置づけもあると考えられるため、当該係数自体は維持しますが、小売電気事業者等や SHK 報告を行う事業者に混乱が生じないよう、丁寧な説明や周知を行ってまいります。また、省エネ・森林等再エネ以外のクレジットで排出係数を低減している事業者数は 10 社程度となります（2022 年度実績）。
- ④ 非化石証書の CO2 排出係数原単位については、前回の検討会（2020 年 4 月）での議論を経て、全国平均の値を使用することとなりましたが、全国平均以外にも火力平均や限界電源の値を使用すべきという御意見も頂戴し、今後諸制度や実態の変化に応じて考える必要もあるとされたところです。現状では、小売電気事業者や需要家による非化石証書の取引量は年々増加し、SHK 制度における排出係数や排出量の算定にも用いられますが、全国平均を用いることによる混乱は見られておらず、このタイミングでの変更によってかえって混乱を来すおそれもあると考えております。このため、小売電気事業者や需要家の予見可能性という観点からも今後も全国平均の値の使用を維持することが妥当と考えておりますが、排出量取引制度など、他制度の動向も踏まえながら、非化石証書の CO2 排出係数原単位の在り方について必要な検討を行ってまいります。

【森口委員】

（御意見）

① 【p11】

新基礎排出係数（仮称）の名称について、SHK 検討会第 7 回の議事録を再度確認したうえで、案②を採用されることに賛同する。

② 【p11】

そのうえで、「基礎排出係数」の意味、定義が変遷してきたことから、この新たな「基礎排出係数」が普及するまでの過渡期においては、いわゆる「新基礎排出係数」といった説明を実施したほうがよい局面もあると考えるので、御配慮願いたい。

③ 【p11】

旧定義による基礎排出係数が、今後、需要家の基礎排出量の算定に誤って使われることがないようにする意味でも、これを「未調整排出係数」と呼ぶことは適切と考える。この係数は、需要家が使うものではないことを周知すること、にもかかわらずこの係数を残さねばならない理由があることについて、需要家にわかりやすく説明するよう、御配慮願いたい。

（回答）

従来の基礎排出係数（未調整排出係数）は、SHK 報告を行う需要家が使用することは想定しておりますが、小売電気事業者間の電力のやり取りや、全国平均係数を算定するために必要であることから、引き続き維持することとしております。名称については、排出係数を報告する小売電気事業者等や SHK 報告を行う事業者に混乱が生じないよう丁寧な説明や周知を行ってまいります。

オブザーバーからの御意見

【横川オブザーバー（電気事業連合会）】

（御意見）

① 【p 7】

新基礎排出係数の導入にあたり、制度の変更前後での混乱回避や、SHK 制度以外で新基礎排出係数を活用したい需要家の使いやすさの観点から、本検討会の検討結果や新基礎排出係数と現行の排出係数との違いを始め、報告時にどの係数を用いるかなどの基本的な事項についても国から需要家に対し丁寧な説明をお願いしたい。また、国内他制度への影響、自治体や公共入札実施者のスケジュールへの影響も考えられるため、小売電気事業者に不都合が生じることがないよう関係省庁と連携して周知をお願いしたい。

② 【p11】

秋田県地球温暖化対策推進条例など、自治体制度において、需要家排出量報告に基礎排出係数を用いているケースもある。需要家および自治体制度側の混乱回避のために「基礎排出係数（非化石電源調整済）」の名称を用いることは適切である。「未調整排出係数」を需要家排出量算定に用いることがないように、国から自治体・需要家に対して丁寧な説明をお願いしたい。

※需要家の問い合わせを直接受ける小売事業者目線としても、新名称を同一の基礎排出係数として、需要家の混乱回避を優先させて頂いた

い。

③ 【p15】

新基礎排出係数導入に向けた今後のスケジュールについて、冬公表（既存事業者・新規事業者の排出係数公表）が3月目途と記載されているが、翌年度の係数算定に前年度の従来基礎排出係数を用いることから、小売電気事業者が算定期間を十分にとれないという懸念がある。小売電気事業者が余裕をもって係数算定を行えるよう、算定緒元の確認が取れ次第速やかに公表するなど、可能な限りの前倒しをお願いしたい。

（回答）

排出係数を報告する小売電気事業者等や SHK 報告を行う事業者に混乱が生じないように、丁寧な説明や周知を実施してまいります。また、自治体や公共入札実施者等、国内の諸制度にも関連する部分があることから、関係省庁と連携してこれらの事業者への周知の在り方を検討してまいります。御指摘の小売電気事業者の算定期間の確保の観点から、可能な限り早期の公表を行うべく取り組んでまいります。

【斎藤オブザーバー（株式会社エネット）】

（御意見）

① 【p 7】

新基礎排出係数でもメニュー別排出係数を算定することになると理解したが、スケジュールはこれまでの調整後排出係数のメニュー別排出係数と同様に6月末頃の予定か確認したい

② 【p 15】

2023 年度分の新基礎排出係数は 2024 年秋に報告することとされているが、この数値は誰が何の報告に使用するものか。2024 年度を本番と見立てての練習という位置づけと考えて問題ないか確認したい。

（回答）

メニュー別の新基礎排出係数（23 年度実績）の報告時期については、検討中のため、取扱いが決まりしだい HP 等で周知を行います。

<工藤座長取りまとめ>

・新基礎排出係数については、委員及びオブザーバーの御意見を踏まえつつ、現行案に基づいて 2024 年度秋の制度開始に向けて必要な手続きを進めてください。その際、新たな係数の定義に関する丁寧な説明と、関係者の対応が円滑に行われるように御配慮ください。